

# 米原市自治基本条例推進委員会 「市民投票を考える」

## Vol. 3



現在、第4期米原市自治基本条例推進委員会では「米原市自治基本条例第17条市民投票」について、考え方と方向性を議論しています。

今回は、1月9日に開催した第5回の推進委員会の内容を報告します。

お問い合わせ 政策推進部 政策推進課（米原庁舎） ☎52-6626 ☎52-5195

### 委員会の概要

#### 「投票資格者」としての 国籍や年齢要件をどう考えるか

前回に引き続き「投票資格者」の国籍と年齢要件について議論しました。日本に暮らす外国人の在留資格や、市内在住の外国人の人数、常設型の住民投票条例を設置している自治体の例なども比較しながら、さまざまな角度から意見が出されました。

#### ★国籍要件について

外国人に対する個々の考え方や、日々の暮らしでどのように外国人と関わりがあるかで意見に違いがあります。地域生活の上では、地域の活動やまちづくりをしていく住民として、国籍のみを条件にした違いは何も無いのではないかと意見があります。一方、言葉の問題や習慣の違いから、市の大きな問題について十分に理解していただけないのではないか、という意見もあります。

国籍要件については、他の要件についての議論と並行して、今後も継続的に意見交換していく必要があり、外国人を含むとした場合の日本における居住期間等を条件に加えるかどうか議論のテーマにしていくな必要があると考えました。

#### ★年齢要件について

18歳以上とするか、さらに下げて16歳以上とするか議論しました。自分の意思で考えることができるかどうかは年齢だけで判断するものではありませんが、高校を卒業するタイミングで、自分の行動や判断に責任の持てる大人として意識してもらいたいという願いから、「18歳以上」で意見がまとまりました。

#### いかに参加協働を働きかけ、どのような時に住民投票を行うのか

米原市自治基本条例第17条では「住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる」と

しています。

この「米原市における重要な課題」の定義について議論しました。理念としては、住民参加で課題解決を目指すことが大切で、住民投票は最終手段であることを認識する必要があります。その上で表1の他市の条例が条件になると確認しました。

また、除外事項としては表2のようになりますが、特に「市の権限に属さない事項」に「市の意思を明確に表示すべき事項を除く」とするかどうかポイントになります。



### 他自治体の条例例

表1 「どのような場合に住民投票を行うのか」

- 住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要がある。
- 市および住民全体に利害関係を有する。
- 住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違がある。
- 住民の間または住民、議会若しくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階である。

※上記事項はすべてに該当する必要がある。

表2 表1の内容から除外する事項

- 市の機関の権限に属さない事項（市の意思を明確に表示すべき事項を除く）
- 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- 専ら特定の市民または地域に関する事項
- 市の組織、人事又は財務の事務に関する事項
- 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- 各号に定めるもののほか、住民投票を実施することが明らかに認められる事項

※上記事項はいずれかに該当すれば、住民投票しない。

### 次回の推進委員会は

3月13日(金) 15時30分～ 米原庁舎会議室2A ★会議は傍聴できます。